

1. 太陽光発電事業について

① 基本的考え方

- 太陽光発電事業については、**特に大規模なものは法アセスの対象**とし、それ未満のものは地域の実情に応じ地方自治体の判断で条例アセスの対象、それ未満のものはガイドライン等を示しつつ自主的で簡易なアセスを促すことで、**より環境の保全に配慮した事業の実施を図り、地域にも受け入れられやすい再生可能エネルギーの導入を促進**する。

② 規模要件、地域特性

- 太陽光発電事業の規模要件については、電気事業法との整合性を図るため出力（交流）を指標とする。条例アセスの規模要件の水準、法における他の面整備事業の規模要件の水準（一種100ha・二種75ha）、面積と出力の関係を踏まえ、**一種4万kw・二種3万kw（交流側）を規模要件とする**。
- 太陽光発電事業は、地域の特性によって影響の程度が異なることから、一種事業は全てにアセスが必要としつつ、二種事業は地域特性によるスクリーニングを行う（森林等の人為影響が少ない地域での設置等についてはアセスが必要）。地方自治体の条例アセスにおいても地域特性の考慮を促す。

③ 環境影響評価項目の選定等

- 事業特性、地域特性に応じて、工事の実施に伴う粉じん・騒音等、供用中の騒音、水環境（土砂流出による水の濁り）、土地の安定性（斜面崩壊）、反射光、動植物・生態系、景観、廃棄物等の項目を選定し、事業規模に応じた手法でアセスを実施。

2. 風力発電事業について

①規模要件

○風力発電事業が他の対象事業に比べて突出している中で、規模要件の見直しの検討の必要性はあるものの、**現時点では見直すに足りる根拠となるデータが不足**しており、法アセス実施案件の稼働後の事後調査結果や苦情の状況等の収集・分析を行い、稼働による影響分析を行う等、**引き続き議論を継続**。

②スクリーニング制度の活用

○風力発電の環境影響は規模よりも立地の状況が左右することから、**一種事業の規模要件の見直しの際には、二種事業の範囲の拡大によるスクリーニング制度の活用**を検討すべき。

③リプレース・ゾーニング

- 設備更新（リプレース）については、既設のものの実態把握やリプレースの範囲等の分析を行った上で、アセス項目及び手法の合理化を検討。
- 行政が行うゾーニングにより早期に環境配慮がなされ、抽出された適地で行う事業はアセス手続の短縮化・迅速化を検討。

④参考項目の絞り込み等

- 供用中の超低周波音や工事中の大気質・騒音等については、環境影響が大きいと考えられるため、主務省令等の中で簡素化を検討。
- こうした取組を始め、国民とのコミュニケーションなど環境影響評価の質は維持しつつ、手続の迅速化の取組を継続。